全建労発第62号

令和４年１月５日

各都道府県建設業協会　専務理事・事務局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　一般社団法人全国建設業協会

専 務 理 事 山 崎 篤 男

〔 公　印　書　略 〕

経営規模等評価の再審査の特例の取扱いについて

　時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課及び建設市場整備課より、別添のとおり「経営規模等評価の再審査の特例の取扱いについて」の周知依頼がありました。

　経営規模等評価においては、その申請をした建設業者の職員である建設技能者が、能力評価基準による評価を受けた場合、その結果について評価の対象としているところですが、国土交通省が保有・運用する「レベル判定システム」が令和３年６月１６日より運用停止したことから、各建設技能者は、自身が受けた評価の結果を証明する書類等を入手することができない状況となっていたところです。こうした状況を踏まえ、経営規模等評価の再審査の申立ての特例について、別添の通り取り扱うこととされました。

　つきましては、別添文書の趣旨等をご理解の上、貴協会会員企業の皆様に対し、本件について周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部　鈴田）